



2020年4月から原則屋内禁煙！

2020年4月、健康増進法の一部を改正する法律が全面施行され、飲食店などの第二種施設は原則として**屋内禁煙**となりました。

屋内で喫煙可とする場合には、技術的基準(※1)を満たす喫煙専用室の設置が必要となり、喫煙室の設置・運用に関しては様々な規定があります。

規定された義務に違反した場合、奈良市より**指導・命令・罰則(過料)**が科せられることがあります。

店内禁煙



屋内(※2)禁煙

(※2)屋内・・・外気の流入が妨げられる場所として、屋根があり、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部です。

喫煙室設置

喫煙専用室

飲食などは不可
施設の一部に設置可能



加熱式たばこ専用喫煙室

加熱式たばこ専用、飲食等も可
施設の一部に設置可能



《喫煙室の設置・運用に関する規定》違反時には罰則等適用

●喫煙室の技術的基準を遵守

たばこの煙の流出を防止するための技術的基準(※1)を遵守

●標識の掲示義務

施設の主な出入口と喫煙室の出入口の両方に標識を掲示する

●20歳未満は立入禁止

従業員を含め、20歳未満の方を喫煙エリアに立ち入らせることは禁止

(※1)たばこの煙の流出を防止するための技術的基準

- ① 出入口において室外から室内に流入する空気の流れが0.2m毎秒以上であること
- ② たばこの煙(蒸気を含む。以下同じ。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- ③ たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること

技術的基準についての詳細は、厚生労働省「なくそう！望まない受動喫煙」をご確認ください。<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/point/#anchor10>

例外1:既存の小規模飲食店

以下の3つの条件を全て満たす既存の経営規模の小さな飲食店(既存特定飲食提供施設)に該当する場合は、店舗の一部に喫煙可能室を設置または店舗全体を喫煙可能(喫煙可能店)とすることができます。喫煙可能とする飲食店は、**奈良市まで必ず届出を提出してください。**

- ☐ 2020年4月1日時点で、現に存する店舗である
- ☐ 資本金または出資の総額5,000万円以下である
- ☐ 客席面積は100㎡以下である

オンライン申請は
奈良市ホームページ
から⇒



例外2:バーやスナック等、喫煙する場所を提供することを主な目的とする施設

バーやスナック、たばこ販売店など、喫煙をする場所を提供することを主な目的とする施設については、技術的基準に適合した屋内の場所に限り、施設の全部または一部を喫煙目的室とすることができます。

～喫煙禁止場所以外の場所でも受動喫煙への配慮義務があります～

ご存じでしたか？国民の8割以上は非喫煙者。

受動喫煙を受けている人の疾患リスクは肺がん・脳卒中で1.3倍、虚血性心疾患で1.2倍、乳幼児突然死症候群で4.7倍にもなります。年間15,000人が受動喫煙を受けなければこれらの疾患で死亡せずに済んだと推計されています。(出典:厚生労働省 特設Webサイト「なくそう！望まない受動喫煙」)

改正健康増進法では、「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、喫煙が可能な場所であっても、受動喫煙をさせないよう配慮することが義務付けられています。

健康増進法第27条

1 何人も、特定施設及び旅客運送事業自動車等(以下この章において「特定施設等」という。)の第29条第1項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。

2 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

屋外に喫煙場所(灰皿)を設置するときの配慮の例

- 人通りの多い場所に置かない
- 施設の出入口に置かない
- 煙が近隣施設や歩道に流れる場所に置かない



財政支援・税制措置

受動喫煙防止対策助成金 中小企業事業主が受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす各種喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械設置費などの経費に対して助成を行う制度です。		《詳細》 厚生労働省 ホームページ
生衛業受動喫煙防止対策助成金 上記「受動喫煙防止対策助成金」の対象とならない生活衛生関係営業の事業主に助成金を交付して支援することにより、生衛業の事業場における受動喫煙防止対策を推進することを目的としています。		《詳細》 公益財団法人 奈良県生活衛生営業指導センター ホームページ
特別償却または税額控除制度 飲食店等において設置する受動喫煙の防止のための各種喫煙室に係る器具備品及び建物附属設備なども、要件に該当する場合は設備投資について、即時償却又は取得価額の10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用対象となります。	お問合せはお近くの税務署まで	

飲食店などの第二種施設が講じるべき受動喫煙対策について、より詳しい情報をご覧になりたい場合は、奈良市ホームページをご確認ください。

